

第497回 愛知地方最低賃金審議会 議事録

令和2年8月5日(水)

午後1時30分～午後2時05分

名古屋合同庁舎2号館3階共用大会議室

出席者

(公益代表委員) 服部会長、中山(徳)会長代理、池田委員、小野木委員
(労働者代表委員) 木戸委員、重田委員、中島委員、中塚委員、水谷委員
(使用者代表委員) 江原委員、梶原委員、澁谷委員、志水委員、太箸委員
(事務局) 木原愛知労働局長、岡田労働基準部長、浅井賃金課長、
高橋主任賃金指導官、村瀬課長補佐、久保賃金調査員
丹下賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬課長補佐

ただいまから第497回愛知地方最低賃金審議会を開催します。各委員の皆様お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。委員の出欠状況は、公益の中山恵子委員が欠席ですが、委員の3分の2以上が出席されていますので、本議会の定足数は満たしていることを報告いたします。

また、本議会は公開となっており、傍聴人がいることを報告します。

本日の配付資料は、お手元に会議次第とセットとなったものを一部配付しています。

それでは、以降の進行を服部会長、お願いいたします。

服部会長

議事に先立ちまして、本日の議事録の署名委員は、労働者側 中塚委員、使用者側 梶原委員、お願いいたします。

(中塚委員、梶原委員承諾)

服部会長

早速、議題(1)に入ります。愛知県最低賃金の改正決定について(答申)です。

愛知県最低賃金の改正については、専門部会において審議を重ね、8月4日に開催しました第4回専門部会において結審したので、部会長報告を行います。本日配付の資料1をご覧ください。私が専門部会の部会長でしたので、私から専門部会の審議経過について報告いたします。

専門部会は4回開催し、慎重に調査審議を行った結果、改正内容は資料1の裏面、別紙1にあるように時間額927円、引上額は1円、引上率0.11%で、効力発生日は10月1日となりました。専門部会での審議については、この改正内容について、労働者側は賛成、使用者側は反対という意見でした。

以上、報告いたしました但何かご意見、ご質問はありますか。

(意見、質問なし)

服部会長

この改正内容について、専門部会における審議の中では、労使一致することができませんでしたので、本審議会の中でも採決をお願いしたいと思います。採決を行いますので、ただ今の専門部会の内容について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙 手)

服部会長

事務局で報告ください。

村瀬課長補佐

公益3人、労働者側5人、使用者側0です。合計8人です。

服部会長

はい。続いて、専門部会の意見について反対の方、挙手をお願いします。

(挙 手)

服部会長

事務局で報告ください。

村瀬課長補佐

公益0、労働者側0、使用者側5人です。合計5人です。

服部会長

ただ今の結果を再度確認します。

賛成 公益3人、労働者側5人、使用者側0、合計8人

反対 公益0、労働者側0、使用者側5人、合計5人

以上の結果となりましたので、賛成過半数により、専門部会の報告内容をもって審議会の結論とすることとします。

改正内容について本審議会の結論が得られましたので、事務局で答申文(案)を準備してください。

準備ができれば、配付をお願いします。

(答申文(案)を配付)

服部会長

事務局にて、答申文(案)を読み上げて下さい。

村瀬課長補佐

答申文(案)を読み上げます。

(案)

令和2年8月5日

愛知労働局長

木原 亜紀生 殿

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月1日付け愛労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、平成30年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額898円）は平成30年度の愛知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 927円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年10月1日

別紙2につきましては、本日の資料別紙と同一内容につき読み上げは省略させていただきます。

服部会長

ただいまの答申文（案）に関して、何かご意見等がありますか。

（ 意見なし ）

服部会長

ご意見等が無いようでしたら、この答申文（案）の案を削除して、局長に答申してよろしいでしょうか。

（ 全委員承認 ）

服部会長

ご承認いただきましたので、事務局で答申の準備をしてください。

(答申文の準備 及び 配付)

(会長から答申文を局長に手交)

(カメラ撮影)

服部会長

それでは、ここで労働局長から答申に対するお礼があります。

木原愛知労働局長

委員の皆様方には、非常に暑い時季、最低賃金審議会運営のためにたいへんご尽力を賜りありがとうございました。諮問させていただいた後、専門部会において審議を重ねられ、本日、愛知県最低賃金の改正決定についての答申をいただきましたこと、公益委員をはじめ労使双方の委員の皆様のご尽力に心より厚くお礼申し上げます。

私ども労働局といたしましては、今後、改正されます最低賃金の遵守を図るべく、効果的な広報に努めてまいります。各委員の皆様方には、引き続きご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

服部会長

ここで、本年度の愛知県最低賃金の改正につきまして、労使双方から総括的なコメントをいただきたいと思います。まず、労働者側からお願いします。

中塚委員

今回の審議におきましては、コロナ禍においてもこれまでの最低賃金の引上げの流れを止めることなく、労働者の生活の安定、企業規模や産業、職種によって生じる愛知県内の格差や人材の流出を防ぐ観点からの地賃Aランク内の地域間格差の是正を求めるとともに、私たちが取り組んだ本年の春闘の結果の中から、中小労組を中心に行われた賃上げの結果を、労働組合が組織されていない企業や労働者にも波及することの必要性を含めて、粘り強く主張してきたところです。しかし、最終的には今回の結果になったことは、私たちが求めた金額とは隔たりが大きく残念に思うところですが、ギリギリ賃上げの流れを止めないというメッセージにはつながるものと受け止めたいと思うところです。

ただし、先に触れたとおり今回はコロナ禍と、これまでとは取り巻く環境が大きく異なることを踏まえたうえでの審議であり、環境が好転した際には、これまでの最低賃金の引上げの流れを継続していくべきだと考えています。最後に、現下の情勢の中で収入減による生活不安または雇用不安など、私たちのもとにも多くの声が寄せられています。また、コロナ感染が拡大する中でも、経済や県民生活を支えるすべての労働者に報いるためには、この最低賃金を引上げ、生活の安心・安定を実現することが重要であることを、社会全体で認識していただきたいと考えています。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げができる事業環境を整えるために、生産性の向上に向けた支援、また取引の適正化の取組みについては、行政にも強く要望させていただきたいと思います。

服部会長

ありがとうございました。引き続き使用者側からお願いします。

梶原委員

先ほど、愛知県最低賃金について昨年より1円の引上げ、927円で答申がなされました。今般のコロナ禍が企業に与える影響を考えると、経営側としては事業の継続と雇用の維持、これを最優先に取り組むことが重要であるとの共通の認識のもと、本年度の最低賃金は引上げをせず、据え置きが妥当であるとの意見を強く主張してきたところです。ここ数年、実際は2016年以降ですが、政府方針のもと大幅な最低賃金の引上げが続いている、その中で今年の更なる引上げになりますので、経営資源の限りがある中小・小規模企業においては、事業継続・雇用の維持に更なる影響が出るのではないかと強く懸念をしているところです。

現在もこのコロナウイルス感染症の拡大が継続している状況、収束の見通しが立たない中、企業においては感染の拡大防止と経済活動の両立を目指した長期戦を覚悟していく必要があるということもありますので、行政に対しては、企業の取り組みに対する実効性のある支援策を的確に立案、実行されることを強く要望したいと思っています。

服部会長

ありがとうございました。他にご意見はありませんか。

(意見なし)

服部会長

無いようでしたら、ここで公益委員を代表して一言ご挨拶させていただきます。

本年は中央からの目安が出ないという、ある意味特殊な状況のもとで、公益委員としては何とか労使双方の意見がまとまるように、真摯に議論を重ねてきましたが、残念ながら使用者側、労働者側双方とも賛成していただくということがなく、使用者側は反対という結論になってしまいました。その点は残念に思いますが、それぞれの立場もありますので、やむを得ないことかと思えます。今日までの結論に至るまでについて、労働者側、使用者側、真摯に誠実に対応していただき、活発な議論ができたと思えますので、その点に関しましては、改めて厚く御礼を申し上げます。

続きまして、今回の答申を踏まえた、今後の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

高橋主任指導官

今後の手続きについて説明いたします。

ただいま、審議会会長より愛知労働局長あて答申がありましたので、意見の要旨を公示します。また愛知県内の労働者、または労働者を使用する使用者は、この公示があった日から15日以内に愛知労働局長に異議を申出することができます。よって、本審議会終了後、本日から8月20日木曜日までの間、意見及び異議申出の公示を行います。この15日間の間に異議申出があった場合は、愛知労働局長は審議会に対し意見を求めることとなっており、この期間に異議申出があった場合は、8月21日金曜日、当該異議に係る意見を求めるための審議会を開催いたします。その後、仮に本日の審議会からの意見に修正がない場合は、官報掲載を経て、10月1日木曜日を指定した発効を予定いたします。

服部会長

次に愛知県最低賃金専門部会の廃止について審議したいと思います。最低賃金審議会令第6条第7項の規定に「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されています。

従って、異議申出に対する対応が終了した時点で専門部会を廃止したいと思います。よろしいでしょうか。

(全委員承認)

服部会長

ご承認いただきましたので、異議申し出に対する対応が終了した時点で、愛知県最低賃金専門部会は廃止することといたします。

続いて、議題（２）愛知県の特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無についてです。

愛知地方最低賃金審議会検討小委員会報告について、資料２をご覧ください。検討小委員会の池田委員長からご説明をお願いします。

池田委員長

7月1日に特定最低賃金の改正、新設決定の必要性の有無に係る諮問の審議が付託されました。今回の申し出があった8業種は、全て労働協約ケースによるものです。

検討小委員会では、7月13日から4回にわたり慎重な審議を行いました。第2回目の検討小委員会において「百貨店・総合スーパー」「染色整理業」からの参考人を招致し、意見を伺いました。しかし、「百貨店・総合スーパー」の新設決定の必要性ありとすることはできませんでした。「染色整理業」をはじめ、「精密機械器具製造業」及び「電気機械器具製造業」においては、改正決定の必要性ありとすることはできませんでした。その他の4業種については、4回目の検討小委員会において、全会一致で改正決定の必要性ありとの結論に至ったことを報告いたします。

服部会長

ただ今の報告について、ご質問はありますか。

（ 質問なし ）

服部会長

それでは、特定最低賃金の改正の必要性の有無については、検討小委員会の報告の内容をもって、当審議会の結論としたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

（ 全委員承認 ）

服部会長

ありがとうございます。承認されましたので、検討小委員会の報告を、当審議会の結論といたします。

続いて、ただ今の報告、審議を踏まえ、愛知県特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無について、答申を行います。事務局から答申文（案）を配付してください。

（ 答申文（案）を配付 ）

服部会長

事務局にて答申文（案）の読み上げをお願いします。

村瀬課長補佐

それではまず、改正決定の答申から読み上げます。

令和2年8月5日

愛知労働局長
木原 亜紀生 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 服部 一郎

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年7月1日付け愛労発基0701第7号の1をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の7件に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

下記2、3、6及び7については、改正決定の必要性有りと認めるとの結論に達した。

下記1、4及び5については、改正決定する必要性有りとすることはできないとの結論に達した。

記

- 1 愛知県染色整理業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第2号)
- 2 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 3 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 4 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第7号)
- 5 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 6 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)
- 7 愛知県自動車（新車）小売業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)

村瀬課長補佐

続きまして、新設に係る答申を読み上げます。

令和2年8月5日

愛知労働局長
木原 亜紀生 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 服部 一郎

愛知県百貨店・総合スーパー最低賃金の決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和2年7月1日付け愛労発基0701第7号の2をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、「決定の必要性有りとすることはできない。」との結論に達した。

服部会長

ただ今の答申文（案）について、ご意見はありますか。

（ 意見なし ）

服部会長

無いようですので、答申文（案）の（案）を削除し、当審議会の意見として局長へ答申することとしてよろしいでしょうか。

（ 全委員承諾 ）

服部会長

それでは、事務局で答申の準備をお願いします。

（ 会長より答申文を局長に手交 ）

服部会長

続いて、議題（3）愛知県の特定最低賃金の改正決定についてです。先に、諮問内容について事務局から説明してください。

高橋主任賃金指導官

ただ今、審議会会長より特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申をいただきました。

この答申を受けまして、必要性ありとされた特定最低賃金の4業種については、これより愛知労働局長より愛知地方最低賃金審議会会長へ金額の改正決定についての諮問をいたします。

諮問する4業種は、改正決定の必要性の有無についての答申文の、上から順に項目の2番目、3番目、6番目、7番目に記載されていますが、改正決定について諮問いたします業種名を、今から改めて申し上げます。

1. 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号。)
2. 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(同公示第4号)
3. 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(同公示第6号)
4. 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(同公示第9号)

以上の4業種です。事務局からの説明を終わります。

服部会長

それでは、局長から諮問が行われます。事務局で諮問文を準備してください。

木原愛知労働局長

諮問文を読み上げます。

労発基0805第7号
令和2年8月5日

愛知地方最低賃金審議会

会長 服部一郎 殿

愛知労働局長
木原 亜紀生

愛知県の特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記4件の最低賃金の改正決定について、貴審議会の調査審議をお願いする。

4件の業種名につきましては、先ほどの事務局の読み上げと同様ですので省略させていただきます。

(局長より諮問文を会長に手交)

服部会長

事務局で諮問文の写しを配付してください。

(諮問文の写しを配付)

服部会長

ただ今、局長から当審議会に対し、愛知県の特定最低賃金4件の改正決定についての諮問

を受けましたので、最低賃金法第25条第2項に基づき、産業別最低賃金毎に専門部会を設置して、調査審議を行うことといたします。

次に、特定最低賃金の改正決定に係る専門部会の設置等についてです。事務局から説明をお願いします。

高橋主任指導官

専門部会の設置は、最低賃金法第25条に規定があり、最低賃金審議会令及び最低賃金法施行規則で定めるところにより設置することとなります。最低賃金法では「最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」とされています。

専門部会の委員は、公労使各同数とされ、委員数は9人以内とされています。労使代表者委員の任命は、関係労使団体の推薦があった候補者のうちから、愛知労働局長が任命します。

労使代表者委員の推薦に係る公示は、本日より8月17日月曜日までの間とします。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定についての調査審議を行う場合、関係労使の意見を聴くこととなっており、この4業種の改正につきまして、意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示を、本日から8月20日木曜日までの間行います。

服部会長

ただ今の事務局の説明について、何か質問はありますか。

(質問なし)

服部会長

意見がなければ、説明どおり専門部会設置の手続きを進めることといたします。

最後に、議題(4)その他です。何か議事はありますか。

(特になし)

服部会長

事務局から連絡等ありますか。

高橋主任指導官

ありません。

服部会長

それでは、本日の審議はこれにて終了とします。皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。

(署名欄)

会長

(印部会長)

労働者側代表委員

(印労委)

使用者側代表委員

(印雇委)

令和2年8月5日 第497回 愛知地方最低賃金審議会 議事録

第 4 9 7 回 愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

日 時 令和2年8月5日(水) 午後1時30分から
場 所 名古屋合同庁舎2号館 3階共用大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 愛知県最低賃金の改正決定について

(2) 愛知県の特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無について

(3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について

(4) その他

3 閉 会

資 料 目 次

資料No.

- 1 愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書 (写)

- 2-1 愛知県の特定最低賃金(7業種)の改正決定の必要性の有無について(報告)(写)

- 2 愛知県百貨店、総合スーパー最低賃金の決定の必要性の有無について(報告)(写)

⑤

令和 2 年 8 月 5 日

愛知地方最低賃金審議会
会長 服部 一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会
愛知県最低賃金専門部会
部会長 服部 一郎

愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 2 年 7 月 1 日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成 30 年 10 月 1 日発効の愛知県最低賃金（時間額 898 円）は平成 30 年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員

木 戸 英 博
重 田 一 春
中 塚 正 輝

使用者代表委員

梶 原 弘 司
澁 谷 由美子
太 箸 俊 一

公益代表委員

小野木 昌 弘
中 山 徳 良
服 部 一 郎

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 927円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年10月1日

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 898円
- (3) 発効日 平成30年10月1日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
18歳～19歳・単身世帯
- (2) 対象年度
平成30年度
- (3) 生活保護費(平成30年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(102,871円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

898円(愛知県最低賃金)×173.8(1か月平均法定労働時間数)
×0.818(平成30年度可処分所得の総所得に対する割合)=127,667円

写

令和2年8月5日

愛知地方最低賃金審議会
会長 服部 一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会
検討小委員会
委員長 池田 桂子

愛知県の特定最低賃金(7業種)の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和2年7月1日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

労働者代表委員

木 戸 英 博
重 田 一 春
中 塚 正 輝

使用者代表委員

梶 原 弘 司
澁 谷 由美子
太 箸 俊 一

公益代表委員

池 田 桂 子
小野木 昌 弘
中 山 惠 子
中 山 徳 良
服 部 一 郎

愛知県の特定最低賃金（7業種）の改正決定の必要性の有無について

- 1 以下4件の最低賃金について、改正決定の必要性有りとする。
 - (1) 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
 - (2) 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
 - (3) 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
 - (4) 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金

- 2 以下3件の最低賃金について、改正決定の必要性有りとすることはできない。
 - (1) 愛知県染色整理業最低賃金
 - (2) 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
 - (3) 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

写

令和2年8月5日

愛知地方最低賃金審議会
会長 服部一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会
検討小委員会
委員長 池田桂子

愛知県百貨店・総合スーパー最低賃金の決定の必要性の
有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月1日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、「決定の必要性有りとすることはできない。」との結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

労働者代表委員

木戸英博
重田一春
中塚正輝

使用者代表委員

梶原弘司
澁谷由美子
太箸俊一

公益代表委員

池田桂子
小野木昌弘
中山恵子
中山徳良
服部一郎

(案)

令和2年8月5日

愛知労働局長

木原 亜紀生 殿

愛知地方最低賃金審議会

会 長 服 部 一 郎

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月1日付け愛労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、平成30年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額898円）は平成30年度の愛知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 927円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年10月1日

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 898円
- (3) 発効日 平成30年10月1日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
18歳～19歳・単身世帯
- (2) 対象年度
平成30年度
- (3) 生活保護費(平成30年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(102,871円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

$898円(愛知県最低賃金) \times 173.8(1か月平均法定労働時間数) \times 0.818(平成30年度可処分所得の総所得に対する割合) = 127,667円$

写

令和2年8月5日

愛知労働局長

木原 亜紀生 殿

愛知地方最低賃金審議会

会 長 服 部 一 郎

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月1日付け愛労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、平成30年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額898円）は平成30年度の愛知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 927円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年10月1日

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 898円
- (3) 発効日 平成30年10月1日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
18歳～19歳・単身世帯
- (2) 対象年度
平成30年度
- (3) 生活保護費(平成30年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(102,871円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

898円(愛知県最低賃金)×173.8(1か月平均法定労働時間数)
×0.818(平成30年度可処分所得の総所得に対する割合)=127,667円

(案1)

令和2年8月5日

愛知労働局長
木原 亜紀生 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 服部 一郎

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和2年7月1日付け愛労発基0701第7号の1をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の7件に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

下記2、3、6及び7については、改正決定の必要性有りとするとの結論に達した。

下記1、4及び5については、改正決定する必要性有りとする事はできないとの結論に達した。

記

- 1 愛知県染色整理業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第2号)
- 2 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 3 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 4 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第7号)
- 5 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 6 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)
- 7 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)

(案2)

令和2年8月5日

愛知労働局長
木原 亜紀生 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 服部 一郎

愛知県百貨店・総合スーパー最低賃金の決定の必要性の
有無について(答申)

当審議会は、令和2年7月1日付け愛労発基0701第7号の2をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、「決定の必要性有りとすることはできない。」との結論に達した。

令和2年8月5日

愛知労働局長
木原 亜紀生 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 服部 一郎

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和2年7月1日付け愛労発基0701第7号の1をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の7件に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

下記2、3、6及び7については、改正決定の必要性有りとするとの結論に達した。

下記1、4及び5については、改正決定する必要性有りとする事はできないとの結論に達した。

記

- 1 愛知県染色整理業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第2号)
- 2 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 3 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 4 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第7号)
- 5 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 6 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)
- 7 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)

写

令和2年8月5日

愛知労働局長
木原 亜紀生 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 服部 一郎

愛知県百貨店・総合スーパー最低賃金の決定の必要性の
有無について(答申)

当審議会は、令和2年7月1日付け愛労発基0701第7号の2をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、「決定の必要性有りとすることはできない。」との結論に達した。

写

愛労発基0805第7号
令和2年8月5日

愛知地方最低賃金審議会
会長 服部一郎 殿

愛知労働局長
木原 亜紀生

愛知県の特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、
下記4件の最低賃金の改正決定について、貴審議会の調査審議をお願いする。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 2 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 3 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)
- 4 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)

